

序章 藤沢市の五〇年と市議会

第一節 藤沢市の五〇年

平成二年一〇月一日、藤沢市は市制施行五〇年を迎えた。昭和十五年一〇月一日、藤沢町は市制を施行し、横浜、横須賀、川崎、平塚、鎌倉に続いて、神奈川県内で六番目の市として誕生した。

藤沢市が市制を施行した後の五〇年間は、日本にとっても世界にとっても大きな変動の時代であった。昭和十四年にはすでにヨーロッパでは第二次世界大戦が始まっており、翌一六年には日本も米英に対して太平洋戦争を始めたのであった。そして二〇年の敗戦、これに続く占領、廃墟と混乱のなかでそれまでの日本の政治・経済の仕組みには大きく変革が加えられ、占領は二七年四月の独立の達成まで続いた。その後の高度経済成長によって、日本の社会はさらに大きく変わっていった。四八年の石油危機はそれまでの高度成長を不可能にしたが、日本経済の回復は早く、日本が世界経済に占める比重も一層大きくなっていった。そして、昭和の終焉と新しい平成の時代の始まり。この年は、世界の各地でも大きくそれまでの秩序の変動が始まった年であった。

この『議会史』が扱うのは、昭和四四年から最近の二〇年間の藤沢市議会の活動の記録である。しかし、この序章では、本論の記述の理解を助けるために、藤沢市の五〇年の歩みの大要とともに、市議会の仕組みとその活動とを概観しておくこととしたい。

一 藤沢市五〇年の概観

市域と人口の変化

昭和一五年、藤沢市が誕生したときの市の面積は二五・九二平方キロメートルであった。その後一六年に鎌倉郡村岡村、一七年に高座郡六会村を編入し、さらに戦後の二二年には鎌倉郡片瀬町を合併したので市域は拡大し

て四七・八〇平方キロメートルとなった。三〇年には全国的に町村合併が進められ、藤沢市も旧御所見村・旧渋谷町と旧小出村の一部（遠藤）との合併を行い、市の面積は六九・五一平方キロメートル（平成元年一月一日現在）となった。それ以後は市域の変化はない。

一五年の市制施行時の人口は三万六七六九人であった。平成二年一月一日現在の推計人口が約三四万七〇〇〇人であることを見れば、市制施行当時より市域が拡大してはいるが、この五〇年間にはほぼ九・五倍近くも市の人口が増加したのである。人口増は一貫して続けているが、特に三〇年代以後の伸びが著しい。一〇万人を超えたのは町村合併が行われた三〇年、二〇万人を超えたのが四三年、三〇万人を超えたのが五五年である。年間人口増加のピークは三九年から四〇年頃で年間約一万五〇〇〇人が増加していたが、その後、市の施策として人



市制施行式典（昭和15年当時 鈴木一郎氏撮影）

第1節 藤沢市の50年



市域変遷図

表序一 市人口の推移 (国勢調査)

年次	世帯数	人口		
		総数	男	女
昭和15年	7,237	36,769	18,189	18,580
30	22,694	109,101	53,572	55,529
35	28,089	124,601	61,058	63,543
40	43,908	175,183	88,314	86,869
45	62,169	228,978	116,298	112,680
50	77,281	265,975	134,919	131,056
55	96,757	300,248	152,281	147,967
60	108,678	328,387	167,274	161,113

人口の増加とともに藤沢市の町のあり方も大きく変化してきた。昭和三〇年の就業人口の産業別構成を見ると、農業・漁業等の第一次産業が二〇・一四パーセント、鉱業・建設業・製造業等の第二次産業が二六・〇八パーセント、商業・金融・サービス業等の第三次産業が五三・七八パーセントであった。一五年後の四五五年には第一次産業人口が減少し、第二次産業が伸び、それぞれ四・六七パーセント、四四・七〇パーセント、五〇・六三パーセントとなった。第二次産業の構成比のピークはこの年で、四五年以後も第二次産業の人口は増加している

口急増の抑制を図ったので増加傾向は鈍っている。しかし、それでも年間四〇〇〇人近くが増えている。町村合併以後、市域の変化がないのでこれ以後の人口増加は人口密度を高度化させていることになる。平成二年一月現在の人口密度は一平方キロメートル四九九〇人であり、市制発足当時の一四一九人の三・五倍に近い。

三〇年代半ばからの急速な人口増が、企業の進出や大規模住宅団地の開発による社会増であったことは明らかである。他地域から藤沢市に流入してくる人々が増えたのである。しかし、四六年頃を境として、自然増が社会増を上回り始めた。その後、湘南ライフタウンへの本格的な入居が始まった五二年頃からふたたび社会増が増え、この波が五六年頃まで続いた。そして現在ふたたび自然増が社会増を上回っている。

産業構造の変化と地域バランス

第1節 藤沢市の50年

表序-2 就業人口等の推移

調査年	産業分類 就業者人口		第一次産業		第二次産業		第三次産業		昼間人口率 %
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
昭和15年	13,760	100.0	2,579	18.74	4,995	36.30	6,186	44.96	
22	20,070	100.0	4,246	21.25	7,407	36.91	8,399	41.84	
25	29,274	100.0	6,165	21.03	7,816	26.70	15,302	52.27	
30	40,452	100.0	8,148	20.14	10,550	26.08	21,754	53.78	
35	51,310	100.0	6,838	13.32	18,310	35.69	26,162	50.99	92.0
40	79,467	100.0	5,908	7.44	33,839	42.58	39,720	49.98	92.2
45	105,401	100.0	4,926	4.67	47,112	44.70	53,363	50.63	94.5
50	115,915	100.0	3,689	3.18	47,940	41.36	64,286	55.46	96.2
55	130,841	100.0	3,440	2.63	51,380	39.27	76,021	58.10	96.3
60	151,356	100.0	3,291	2.18	57,537	38.01	90,528	59.81	96.1

ものの、構成比では第三次産業の伸びが大きく、さらに一五年経った六〇年度ではそれぞれ二・一八パーセント、三八・〇一パーセント、五九・八一パーセントに変化している。

市内の昼夜の人口を比較してみると、この統計がある三五年から六〇年まで一貫して昼間人口の方が夜間人口よりも一万人程度少ない。昼間人口とは、夜間人口から流出人口（市内から市外へ通勤・通学して行く人数）を引き、流入人口（市外から市内へ通勤・通学して来る人数）を加えたものである。このうち流出人口だけを見ると、三五年が約二万五〇〇〇人、四五年が約五万四〇〇〇人、六〇年が約八万五〇〇〇人となっている。流出人口と夜間人口との比をとると、それぞれの年で二〇・二パーセント、二三・八パーセント、二五・九パーセントとなっており、市民の四・五人に一人が昼間は市内にいないという「ベッド・タウン」化が進んでいることが分かる。他方で、昼夜間人口の絶対数がそれほど変化していないということは、市内の職場で働く近隣都市の人々が増えたことをも意味している。

人口増は産業構造だけでなく市内の地域的な人口分布も変えることとなった。藤沢市は、もともと遊行寺の門前町、東海道の藤

沢宿の宿場町として発展してきた。現在の市域になった三〇年頃には、国道一号線の南部は主として住宅地として、藤沢駅の北から西に伸びる街路を中心に商業地域があり、東海道本線沿いには工場が立地していた。そして北部は既成の市街地を除けば主として農業地帯であった。三〇年代の高度成長期に自動車や機械工業を中心として、東海道本線沿線や北部の工業団地に急速な工業立地が進み、進出企業の社宅や寮の建設が進められた。これと並行して、日本住宅公団や民間の大規模な住宅団地も東海道本線沿線だけでなく、小田急線沿いの農業地帯にも建設され、四〇年代後半からは北部地域の変貌が急テンポで進んだ。その後、五〇年代に入ると、北部地域の西側にも住宅団地の開発が進められ、農村地帯が大規模な住宅地帯に変わっていったのである。

簡単に市内の地区別の変化を見ておけば、三〇年頃には藤沢・鶴沼・村岡などの地区が市の人口のほぼ五〇パーセントを占め、辻堂・明治地区が合わせてほぼ二〇パーセント、片瀬地区がほぼ一〇パーセントで、残り約二〇パーセントが六会・長後・御所見・遠藤地区の住民であった。東海道本線沿いの南部で大きな変化があったのは辻堂・明治地区で、三〇年代後半から四〇年代前半にかけて急激な人口増があり四〇年には全体の約二六パーセントになったが、五〇年代以後は勢いが鈍っている。

五〇年代以後の人口統計は、新たな地区別集計をしているが、小田急沿線の善行・六会・湘南台・長後などの地区で人口増加が目立っている。五〇年には藤沢・鶴沼・村岡地区が全体の約三五パーセント、片瀬地区が約六パーセントと割合が下がり、一方、辻堂・明治地区が約二一パーセントになり、善行地区が約一一パーセント、長後地区が約九パーセントと比重を高めている。

五〇年には一パーセント以下だった西部地区が、湘南ライフタウンへの入居で一挙に人口増が始まり、六〇年には約八パーセントに急増した。この年、藤沢・鶴沼・村岡地区は約三〇パーセント、片瀬地区は約五パーセン

ト、辻堂・明治地区が約一七パーセントとなっている。三〇年には藤沢市民の約八〇パーセントがこれらの地域に住んでいたのであるが、この三〇年間で、この地域に住む市民の割合は約五三パーセントに減少したのである。

南部地域の東西の軸を中心として発展してきた藤沢市は、南北の軸を中心として北部の開発が進められ、さらに最近では北部地域でも東側から西側へと発展の比重が動いている。これがこの『議会史』が対象とする時代の特徴である。

二 市政の課題と行財政構造

総合計画と市政の課題

このように昭和三〇年代後半から藤沢市は急速な変貌を始めたのであるが、藤沢の直面する課題を市政の当局者ほどのように認識し、何を市政の課題と考えていたのであろうか。

この『議会史』が対象とする時期の市長は、金子小一郎市長と葉山峻市長の二人である。金子市長は二七年の選挙で当選して以来連続五期市長を務め、葉山市長は四七年選挙で当選して以来連続当選を重ね、現在五期目を務めている。葉山氏がはじめて市長に立候補したのは四三年の市長選挙であるが、市議会議員であった葉山氏は現職の金子市長に敗れている。

以下では、金子市長と葉山市長の時代に作成された藤沢市の主要な総合計画によって、その時代の市政の課題とされたものを見ておこう。

表序-3 総合計画の歴史

名 称	策定期間	計 画 期 間
総合都市計画	昭和32年	昭和32年度～50年度
前期新市建設計画	35	昭和35年度～39年度
後期新市建設計画	39	昭和40年度～44年度
総合計画	44	昭和45年度～60年度
新第1次総合基本計画	54	昭和54年度～60年度 〔前期昭和54年度～56年度〕 〔後期昭和57年度～60年度〕
新第2次総合基本計画	60	昭和61年度～平成2年度 〔前期昭和61年度～63年度〕 〔後期平成元年度～2年度〕

後とも地域中核都市としてその比重を一層増すものと予想される」として、藤沢市の都市像の目標を「自然と環境に恵まれ、産業と文化の調和ある住みよい都市」の実現に置く、としていた。そして、計画の基本構想を、六五年には人口五〇万の湘南地域における中核都市として、都市像実現のために、①社会福祉の充実、②保健衛生の向上、③産業の振興、④安全の維持、⑤教育文化の向上、⑥計画的な都市づくり、⑦行財政運営の改善、の基

藤沢市の最初の総合計画は、金子市長時代の三二年に作成された『藤沢市総合都市計画』である。この計画は藤沢市の現在の性格を「首都並びに京浜工業地帯の背後地に発達した住宅観光都市であり、衛星都市型から見ると湘南都市群中小田原、平塚市に次ぐ比較的独立性の濃い混合都市」であるとしている。そして、将来は、観光資源の活用、自然環境に恵まれた高燥地帯を住宅資源として高度に活用し、さらに東海道線に沿う低湿地帯を工業都市として開発して工場の誘致を図り、住宅・文教・観光・生産等のバランスのとれた混合都市として発展していくとしていた。この時の構想では五〇年の推計人口は約二二万人（現実には二六万六〇〇〇人になった）と見込まれていた。

その後、急激な人口増加が続いている最中の四四年に作成された『藤沢市総合計画』では、「首都圏における住宅、生産、観光

第1節 藤沢市の50年



藤沢駅付近（昭和39年以前）

本構想を確立しその実現に努めることをうたっていたのである。

この総合計画は六五年までを展望したものであったが、四七年に葉山市長が登場して、計画の基調が変化してきた。四八年度予算編成のため、今後三カ年の事業を見通して作成された『人間のまちをめざして』では、「本市は、近年急激な人口増加により恵まれた自然環境は危機にひんしている。一方、学校、公園、道路、下水道などの社会的資本は、市民の要求を十分に充たすまでに至らず、これら市民要求を充足し、かつ恵まれた自然環境

を保全することは現在の本市の大きな使命である」としたうえで、その達成には莫大な財政投資を必要とするので計画事業の実施には困難があるが、行政は科学的、計画的な運営が求められていると述べている。

この実施計画で打ち出された一つの方向は人口増加の抑制である。「人口増加のもたらす弊害は、そのほとんどが自然破壊、緑のそ失、川と海の汚濁、交通難、交通災害等の都市公害であり、さらに公共施設整備の増大に伴う地方財政の圧迫である」として、先の『総合計画』で推計されていた五〇年の人口三〇万五〇〇〇人を二八万五〇〇〇人に修正したのである。さらに、「人間のまちをめざして」という施策の体系を、①人間をたいせつにするまちづくりのために、②ささえあう市民福祉のために、③都市機能を高めるために、④教育・文化・スポーツの振興のために、⑤豊かな暮らしをつくるために、⑥市



いすゞ自動車(株)藤沢工場全景(昭和39年)

くるまち、とした。この計画では六五年の推計人口は三九万人とされている。

この都市像と基本構想の土台を引き継いで、六一年に策定された『藤沢市新総合計画 第二次基本計画』では、「今日、わが国では、低経済成長が定着することによって省エネルギーおよび行財政改革の要請が高まっています。また、高齢化社会の急速な進行と高度情報化社会の到来のなかで、地方自治体をとりまく情勢は年ごとに変化しており、人々の価値観も『物から心へ』、『量から質へ』と変わってきています」との認識を示している。そして五カ年計画が終了する六五年度の人口は三四万五〇〇〇人と予測されていた。

以上見てきたように、三〇年代後半から四〇年代初めにかけては住宅観光都市から工業化を進めて、生産都市

民サービス向上のために、の五項目に整理して、市民の最低限の水
準（シビルミニマム）を保障することを目指そうとしたのである。

高度成長時代が終わった五四年に策定された七カ年計画である『藤沢市新総合計画』は、「これまでの、ともすれば経済成長優先という社会を支配してきた価値観や、それによってすすめられてきた社会の仕組みを、人間優先、福祉優先の価値観にもとづいた仕組みへと変えていく時代です」との認識に立って、藤沢市の都市像を「みどり」と太陽と潮風のまち藤沢、市民による人間都市藤沢」と定めた。そして、この都市像の柱として、①市民の福祉と健康を進めるまち、②安全で快適な環境をつくるまち、③豊かな生活の場を育てるまち、④市民が創造する文化のまち、⑤市民の参加と連帯でつ

として発展しようとしてきたが、四〇年代後半からは市民の福祉に重点を移し、急激な人口増加に抑制をかけ住みよい生活環境を確保する土地利用計画を目指してきたのである。

市の財政構造

これらの施策を支える基盤となる市の財政は、どのようなものだろうか。

最初に市の財政規模を、一般会計と特別会計・企業会計全体を含めた歳出の決算で見ておくと、昭和四〇年度に八五億円であったのが、翌年には一〇〇億円を超え、五〇年度には五四九億円になった。五七年度には一〇〇億円を超えた財政規模が、六〇年度の決算では一一七億五〇〇〇万円に増大している。四〇年度を一〇〇とした指数で、五〇年度には六四七、六〇年度には一三八四で実に一四倍にもなっているのである。ちなみに、三〇年度と同じ数字を見れば、八億一〇〇〇万円で指数が一〇であるから、規模の変化の大きさがいかに大きいか分かる。このうち一般会計が占める割合は年度によって変化があるが、四〇年度で三七億七〇〇〇万円、五〇年度が二四四億八〇〇〇万円、六〇年度で七二六億九〇〇〇万円で、四〇年度を基準とした指数ではそれぞれ、一〇〇、六四九、一九二八に変化しているのである。

一方、歳入の方を見ると、市の自主財源の基本となる市税収入は、四〇年度で二一億三〇〇〇万円（指数一〇〇）、五〇年度で一五二億円（七〇五）、六〇年度で五一九億円（二四二五）で、それぞれの年度の一般会計に占める割合は五二・六パーセント、五八・〇パーセント、六七・一パーセントとなっている。四〇年代の前半には五〇パーセントを割り込む年もあったが、概して、豊かな都市であるといつてよい。したがって、地方交付税の交付の基礎となる基準財政収入と基準財政需要の比である財政力指数も一を超えており、地方交付税の不交付団

表序一4 財政規模の推移

(単位：千円)

年度	区分	合 計	一般会計	特別会計	企業会計
昭和15年		239	215	24	—
20		2,008	1,931	76	—
25		328,980	305,659	23,321	—
30		810,962	605,488	205,474	—
35		2,258,712	1,250,035	1,008,678	—
40		8,502,375	3,773,736	4,713,580	15,058
45		17,920,273	8,518,347	7,214,384	2,187,542
50		54,896,998	24,481,284	19,859,378	10,556,336
55		91,284,019	50,738,986	20,918,286	19,626,747
60		117,551,510	72,691,430	25,206,369	19,653,711
63		142,759,283	93,701,460	35,497,048	13,560,775

※歳出決算額による

表序一5 財政力および財政構造の弾力性の推移

年 度	財政力指数	経常収支率	人件費一般財源充当率
		%	%
昭和35年	126.8	73.8	38.8
40	150.8	61.4	41.9
45	120.3	61.5	36.0
50	133.8	79.9	44.1
55	123.5	73.6	36.9
60	143.0	68.8	31.6
63	147.5	59.9	27.3

※『議会資料』81号、『藤沢市議会史』資料編平成元年発行により作成

には七九・九パーセントにまで達して、財政硬直化の危険信号といわれる八〇パーセントに近づいた。その後、五〇年代前半は七五パーセント前後の数字を示したが、五〇年代後半になって少しずつ落ち着きを見せ始め、六〇年度以降になって六〇パーセント台に回復している。

これらを総合的に見て、藤沢市の財政状況は、時期による変動はあるものの、全国的に見ても相当恵まれた状

体となっている。

次に、人件費・扶助費・公債費などの市の経常的経費に対して、一般財源がどれだけ充当されているかを示す経常収支比率を見ておこう。この数字は、財政構造の弾力性を示すもので、比率が高いほど財政が硬直的であることを意味する。四二年度以後四六年度までの経常収支比率はほぼ六〇パーセント台で推移したが、四七年度以後七〇パーセントを超え始め、五〇年度

第1節 藤沢市の50年

表序—6 目的別経費構成の推移（普通会計）

費目別	年度		45	50	55	60	63
	昭和40年						
議 会	1.4	%	1.2	1.0	0.8	0.7	0.6
議 総	16.5	%	13.5	12.9	10.8	16.6	15.4
衛 生	7.6	%	7.8	14.0	14.3	13.2	12.4
衛 勞	15.3	%	12.4	9.0	8.5	8.1	10.8
農 林	1.1	%	0.8	2.2	0.6	0.6	0.5
水 産	1.5	%	2.1	1.5	1.0	1.1	0.9
商 工	2.6	%	2.0	2.2	3.8	3.1	2.4
土 木	33.5	%	30.6	31.2	23.8	26.2	37.1
消 防	4.2	%	3.5	3.6	3.3	3.4	3.5
教 育	12.3	%	22.0	17.1	26.4	20.1	10.9
災 害	1.1	%	—	0.1	—	—	—
復 旧	2.9	%	3.5	4.8	6.2	6.8	5.5
債 償	0.0	%	0.6	0.4	0.5	0.1	—
諸 支 出 金							
計	100.0	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※『主要な施策の成果に関する説明書』により作成

況にあることが分かる。

パーセント、民生費八・三パーセントであった。五五年度には教育費が最高で二六・四パーセント、ついで土木費二三・八パーセント、民生費一四・三パーセント、総務費一〇・八パーセント、衛生費八・五パーセントとなっている。そして六二年度にはふたたび土木費が最高となり三二・二パーセント、ついで教育費一五・二パーセント、総務費一三・三パーセント、民生費二二・八パーセント、衛生費一一・一パーセントとなっている。

ここでふたたび歳出に戻り、目的別歳出決算を普通会計に占める割合で見よう。年度によって変動があるが、概括的には四〇年代には土木費が最高の割合で、ついで教育費、総務費があり、民生費が徐々に増えてきている。五〇年代にも土木費が最も多いが、教育費が差を縮め、年度によっては教育費が土木費を上回ったこともあった。これらについて総務費、民生費があり、これに衛生費が続いている。六〇年代に入るとふたたび土木費が漸増し、教育・総務・民生・衛生費が接近した割合になってきている。年度の変化の例を挙げれば、四六年度は土木費が最高の三六・八パーセント、教育費一六・五パーセント、衛生費一三・五パーセント、総務費一二・五

市の行政組織

次に、これらの膨大な財政を扱う市の行政組織の変化について概観しておくことにする。金子市長時代の市の組織は、昭和二六年から三五年までは、総務、民生、建設の三部と収入役室という体制であったが、三五年に経済部が新たに設置され四部となった。三九年四月に組織の改正が行われて、総務、税務、衛生、社会福祉、経済、都市開発、土木、建設の八部と企画管理室、収入役室の編成となった。

四四年七月に組織の改革が行われ、企画管理室が廃止され、人事室が新設されるとともに、これまでの都市開

表序一 職員定数の推移

年月日現在	総数	教育委員会 職員	消 防	市民病院
	人	人	人	人
昭和15.10.1	41	—	—	—
25.4.1	541	89	33	—
30.4.1	479	83	55	—
35.4.1	685	112	63	—
40.4.1	1,324	200	110	—
45.4.1	1,646	225	161	—
50.4.1	2,538	353	213	400
55.4.1	2,943	464	254	434
60.4.1	3,194	540	319	435
63.4.1	3,224	555	322	435

発部、土木部、建設部が再編成され建設企画・都市整備・都市施設の三部を持つ建設局となった。その他、総務、税務市民（旧・税務部）、衛生、社会福祉、経済の各部と収入役室、四二年から発足していた西部開発事務局、市民病院建設事務局（改正前は準備事務所）は従来どおりであった。四五年には、総務、税務市民、衛生、社会福祉部に次長制が導入されたほか、建設局で都市施設部がなくなり下水道部と建築部の四部となった。四六年には生活環境部の新設と、市民病院建設事務局が市民病院として独立した。

葉山市長時代になって、四八年五月に組織の大改革が行われ、市長室の他に企画調整局（企画室、広報文化部、税務管財部）、市民局（生活環境部、社会部、経済緑政部）、建設局（計画建築部、都市整備部、

下水道路部、西部開発事務局)の三局と市民病院という体制になった。五五年には市長室と並んで自治文化室が設置され、市民局が廃止され民生局となり、企画調整局(企画総務室、税務管財部、市民部)、民生局(民生総務室、清掃部、福祉部、経済部、中央卸売市場開設事務局)、建設局(建設総務室、建築部、都市整備部、道路部、下水道部、西部開発事務局)の三局となった。五九年には企画調整局が総務局に、そして自治文化室が総務局の自治文化部になり、総務局の市民部が民生局に移った。

六一年四月に、二人助役制を施くことよつて局制を廃止し、市の行政組織を二分化した。一人は市長室と従来の総務局を、総務部、財務部、自治文化部として統括し、もう一人は従来の民生局と建設局を、福祉部、清掃部、市民部、経済部、中央卸売市場、計画建築部、都市整備部、道路部、下水道部、西部開発事務局として統括した。現在は基本的にはこの体制を引き継いでいる。

この行政組織を支える職員の定数の変化を見ると、三〇年に五五八人であった職員定数は、三六年頃から次第に増加していつて、三七年には一〇七九人になって一〇〇〇人を超え、市民病院が開院した翌年の四七年には、二〇九一人、さらに一〇年後の五七年には三〇六三人となり、六三年現在では三二二四人となつて、ほぼ一〇年ごとに一〇〇〇人の割合で増加していることが分かる。三〇年を一〇〇とした指数で見ると、四〇年が二三七、五〇年が四五五、六〇年が五七二で、職員定数も六倍近くにまで増えているのである。

これらの職員増は、各行政部門の職員が一律に増えたのではない。四五年と六〇年の数字でこれを確認しておこう。四五年に一六四六人であった職員数が六〇年には三二九四人となつており、指数は一九五である。この一五年間に約二倍の増員となつてゐるわけだが、その部門別構成の変化を見ると、四五年は建設が二二・二パーセント、ついで教育一四・二パーセント、消防九・八パーセント、市民窓口七・八パーセント、総務七・六パー

セントの順であったのが、六〇年では、教育が一六・九パーセントと最高で、ついで病院一四・〇パーセント、建設一三・一パーセント、保育園一〇・九パーセント、消防一〇・〇パーセント、清掃八・三パーセントとなっており、市民窓口と総務はそれぞれ五・七パーセント、四・七パーセントと割合が減少している。部門別の指数で見ると、最も伸びの大きいのが病院で七一・一、ついで保育園四一・一、社会福祉二九・〇、教育二三・一、清掃二一・五、消防一九・八の順である。全職員の伸び率よりも低い部門としては、経済一〇・六、建設一一・五、総務一二・一、税務一三・〇、市民窓口一四・一などである。

さらに、職員の年齢構成や学歴構成の変化という点から見ると、一般行政職では、四六年度の平均年齢が三二・五歳であったのに六一年度では三六・七歳になっており、また五五年度を境にして、一般行政職では大学卒の職員数が高校卒の職員数を上回ることとなった。最後に、これらの職員の人件費を先に見た一般財源から充当される経常収支比率との関係で見ておこう。四五年度の経常収支比率六一・五パーセントの内人件費の占める割合は三六・〇パーセントであったのが、五〇年度には四四・一パーセントにまで上昇した。その後五〇年代前半は四〇パーセント台で推移しながら、五〇年代後半からは三五パーセント前後に押さえられ、六〇年代に入って三〇パーセントを割り込む年も出てきているのである。

最後に、以上のような市の行財政の推移の中で、議会費が占める比重の変化を見ておこう。市の一般会計の決算のなかでの議会費を見ると、三〇年度が一七〇〇万円、四〇年度が四九〇〇万円であったが、四五年度から一億円を超え、四八年度には二億円を突破した。その後、五二年度に三億円を、五五年度には四億円を超え、六一年度には五億円となったが、その占める割合は、三〇年度が二・八一パーセントで三〇年代前半はほぼ二パーセント強、四〇年度は一・三〇パーセントで四〇年代はほぼ一パーセント前後で推移、五〇年度は一・一二パーセン

トであったが、五二年度からはパーセントを切り、六〇年度には〇・六七パーセントになって減少していることが分かる。議会事務局の職員定数は、三〇年で九人、三六年度以後少しずつ増加して、四〇年には一三人、四五年に一七人となったが、五九年からは一六人になっている。現在の組織は、事務局長の下に庶務課と議事課の二課があり、議事課は議事担当、記録担当、調査担当に分かれている。



市制施行前の藤沢町役場（昭和15年以前）

第二節 市議会の仕組みと活動

一 市政・市議会・市民

ここで角度を変えて、現在の藤沢市議会の仕組みと運営の仕方および活動について概観をしておきたいが、その前に戦後日本の地方制度の概略を見ておこう。

藤沢市が発足した昭和一五年当時の地方制度と現在の地方制度とは、大きく異なっている。現在の地方制度は、二二年五月から施行された日本国憲法と地方自治法とを基礎として作られていて、その最も大きな変化は、住民の意思が市政の運営に反映するような制度が採られていることである。

そこで戦前の地方制度と戦後の地方制度とを具体的に比較しながら挙げてみよう。まず第一に、市長を直接に住民の選挙で選ぶことになったことを挙げることができる。つまり戦前の地方制度では市議会で選考委員会を設け、そこで市長を選んでいたのである。第二に、地方自治法は従来よりも議会の権限を拡大させ、住民の意思を反映するこ

とを重視したのである。第三に、市民が市長のリコールや議会の解散や条例の制定・改廃を求める直接請求の制度を取り入れたことである。

つまり現在の地方制度で最も重要なのは、住民の意思を基本として動くように構成されているという点である。

以下では、現在の藤沢市議会の仕組みと運営の仕方および活動の概略を、市議会のサイクル、市長と市議会、市民と市議会という順序で説明していくことにする。

二 市議会のサイクル

ここでは市議会は一定の周期ではほぼ同じようなサイクルを描きながら活動をしていると考えて説明していくことにする。ここで一定の周期とは、四年に一度行われる市議会議員選挙によるサイクル、予算を一つの基準としてとらえた市行政の一年のサイクル、そして一年に四回開かれる市議会定例会のサイクルである。

四年のサイクル

戦後の地方制度では市政の担い手である市長と市議会議員を住民が直接に選挙することになった。市長と市議会議員の任期は四年であるので、一般的には四年ごとに新しい市長と市議会議員が選ばれることになる。最初の地方首长選挙と地方議会議員の選挙は、昭和二年四月に全国一斉に行われた。ここで簡単に戦後の藤沢市の市長選挙と市議会議員選挙の結果を振り返っておくことにする。

二二年四月の最初の市長選挙では無投票で飛嶋繁氏が当選した。飛嶋市長は旧制度の藤沢市議会で推薦され二年六月から市長を務めていた現職の市長であったが、翌二三年二月に病気のため辞職した。これに伴い、二三年四月に市長選挙が行われ伊沢十郎氏が当選した。これ以後の選挙はすべて任期満了によるものである。二七年の市長選挙では、一七年から二二年まで市長を務めた金子小一郎氏が伊沢市長を破って当選し、三一年、三五年、三九年、四三年の市長選挙でそれぞれ再選された。四七年の市長選挙では金子市長が引退し、当時市議会議員であった新人の葉山峻氏が当選し、五一年、五五年（無投票）、五九年、六三年にそれぞれ再選されて現在に至っている。

次に市議会議員の選挙について概観しておこう。戦後最初の市議会議員選挙は二二年四月三〇日に行われ、八一人が立候補し、三六人の議員が誕生した。その後の市議会議員選挙は四年ごとに行われている。（以後、一二二年の選挙で選ばれた議員を第三期として、選挙後の議会を第〇期として表記することがある。）この『議会史』の記述がスタートする四〇年代前半からは、四二年、四六年、五〇年、五四年、五八年、六二年と六回の選挙が行われている。この間、市の人口増加に伴って市議会議員の定数が増加し、四二年選挙（第八期）では四〇人、四六年選挙（第九期）以後は四四人になっている。

前述のように二三年に市長選挙が行われたため藤沢市では、市長選挙と市議会議員選挙の時期に一年のずれができていた。このことが、四年のサイクルで動く議会の活動にいろいろな影響を与えているのである。

次に、議会は四年のサイクルでどのように動いているかを見ておこう。一般的に議会の運営の基本は地方自治法に則って進められる。しかし、実際の議会の動きは地方自治法のほかに、藤沢市の条例や議会関係規則、これまでの議会運営のなかで積み重ねられてきた先例などによって処理されていくことが多い。また、法律や規則・

第2節 市議会の仕組みと活動

表序-8 歴代市長一覧

代	氏名	就任年月日	退任年月日
初	大野 守衛	昭和15.10. 1	昭和17.10.30
2	金子小一郎	17.11.30	21. 3.31
3	飛鳥 繁	21. 6.14	23. 2.23
4	伊沢 十郎	23. 4.24	27. 2.20
5	金子小一郎	27. 3.10	31. 1.30
6	〃	31. 2.27	35. 2.25
7	〃	35. 2.26	39. 2.25
8	〃	39. 2.26	43. 2.25
9	〃	43. 2.26	47. 2.25
10	葉山 峻	47. 2.26	51. 2.25
11	〃	51. 2.26	55. 2.25
12	〃	55. 2.26	59. 2.25
13	〃	59. 2.26	63. 2.25
14	〃	63. 2.26	

表序-9 現在の市議会委員会（平成2年度）

常任委員会		特別委員会	
委員会名	人数	委員会名	人数
総務常任委員会	11人	地域開発整備特別委員会	11人
民生常任委員会	11	災害・公害対策特別委員会	11
建設常任委員会	11	交通問題特別委員会	11
文教常任委員会	11	健康と文化の森特別委員会	11
		予算等特別委員会	22人以内
		決算特別委員会	14人以内
		規程等に基づく委員会	
		議会運営委員会	12
		議会報編集委員会	12
		議会史編さん委員会	13

先例だけでなく議会を動かす重要な要素として、選挙の結果生み出された、議会における会派の勢力関係の動きを考慮に入れる必要がある。議会の動きは会派の勢力関係を反映するのである。

市議会議員の選挙は四月に行われる。これに続いて五月には臨時会が開かれ、議長・副議長の選挙、議員の議席の指定、常任委員等の選任などが行われるのが常である。議長・副議長の選出は年長議員が臨時に議長の職務

を行い選挙するが、それに先立って事前に各派交渉会で協議が行われるのが例となっている。地方自治法では議長・副議長の任期は議員の任期（四年）によるとされているが、さまざまな事情で任期途中で辞職することがあり、この場合には改めて選挙が行われる。藤沢市の最近の二〇年間の例はあとで詳しく見るが、議長と副議長の在任期間は必ずしも一定していない。

当選した議員は必ず一つの常任委員会の委員となる。平成二年現在、藤沢市には定数を一人とする総務・文教・民生・建設の四つの常任委員会がある。常任委員会の数は三一年九月から変わっていないが、その名称は時期によって変化している。常任委員の任期は、地方自治法では条例で特別の定めがなければ議員の任期としているが、藤沢市では条例で一年と定めている。したがって委員は一年のサイクルで交替することになる。常任委員会の他に、議決によって特別委員会を設置することができ、予算と予算関係の条例を審査するために、予算等特別委員会、決算については決算特別委員会が毎年設置されている。予算等特別委員会は、当初は議員全員で構成されていたが、五一年度から定数を二人とする委員会になっている。このほか、その時期に直面する重要な問題を審査する特別委員会が設置される。平成二年現在、交通問題、地域開発整備、災害・公害対策、健康と文化の森の各特別委員会がある。この『議会史』が対象とする四〇年代には、藤沢駅北口整備促進、北部地域開発促進、西部地域開発促進、藤沢市民病院などの各特別委員会があった。

当選した議員はまた、議会内で結成された会派に所属する。特定政党の公認や推薦を受けて当選した議員がそのまま会派に所属する場合もあるが、無所属で当選した議員も議会内では何らかの会派に所属する。会派は一人でも結成することができる慣例になっている。会派は議会運営のための実質的な単位である。四年ごとの選挙によって、当選する議員のメンバーに交替はあるものの、すべての議員が一挙に入れ替わることはないので、会派

はある程度の継続性を保っている。とはいえ、選挙による議員の交替や全国レベルでの政党の動きなどによって、会派の構成はしばしば変動している。

ちなみに、この『議会史』が始まる四二年選挙の後の第八期の市議会は四会派でスタートしたが、四六年からの第九期と五〇年からの第一〇期は六会派、五四年からの第一期は九会派、五八年からの第一三期は一〇会派、そして六二年からの第一三期の市議会は七会派でスタートしている。また、先に述べたように藤沢市では市議会議員が選ばれて一年後に市長選挙があるため、四年サイクルの市議会の任期中に会派の再編成が行われることもあるのである。

一年のサイクル

市の予算や決算は一年単位で行われているから、議会の活動も一年の周期で動いているといえる。議会の活動を一年単位で見てもよい。

まず、議会には定例会と臨時会があり、定例会は年に四回、二月（昭和四八年までは三月）、六月、九月、一月二月に開かれる。臨時会は必要がある場合に特定の事件に限って審議するために開かれる。市議会議員選挙のあとに臨時会を開くことのほか、条例の制定や改正のために臨時会が開かれる場合もある。

定期的に開かれる定例会の活動はほぼ毎年定型化している。二月定例会は、主として次年度予算の審議を行う議会である。このため、最初に市長から市政の運営方針ならびに予算の大綱（施政方針）の説明が行われ、同時に当該年度で処理すべき案件も提出される。そこでまず当該年度の案件を処理したのちに、新年度予算関連の審議を行っている。その際、本会議で各会派の代表が代表質問を行うことになっている。代表質問は質問者数を制



新庁舎（現在の本館）での議場（改造前 昭和38年）

表序—10 市議会会議の主なルール

定 足 数 の 原 則	議員定数（本会議は44人）の半数以上が出席しないと会議は開けません。
過半数議決の原則	議決するには、会議に出席している議員の半数を超える賛成または反対が必要です。
一事不再議の原則	一度議決したら、同じ案件はその会期中にふたたび審議できません。
会議公開の原則	特に秘密会の議決をしない限り、会議は公開しなければなりません。

限したり、会派による持ち時間制限をしたりして厳格に行われる。そのうちに、予算等特別委員会ですらに予算内容や条例が詳しく審査され、最後に各会派の討論が行われて議決となる。二月定例会は二月下旬から三月下旬まで約一カ月近く続くのが通例である。

六月定例会と九月定例会は、それぞれの月に約二〇日間程度開かれる。最初に条例の改正や補正予算などの議案が審議され、これらの問題が議決された

のちに各会派による市政に関する一般質問が行われる。一般質問の場合には質問者数や発言時間の制限はない。六月定例会では常任委員会・特別委員会などの委員の改造が行われることとなっている。議員選挙が行われた年には、五月に臨時会と新人議員の研修会を行ったのちに六月定例会が開かれる。また、公社会計の事業計画の報告がなされるのは六月定例会であり、企業会計や公社会計の決算などが認定または報告されるのは九月定例会である。

一二月定例会は主として前年度決算を審議する議会である。決算の審議は予算審議の場合とは異なり、まず最初に本会議、ついで議員の三分の一で構成された決算特別委員会で決算の審査を行う。そのちに一般の議案の審議を行うことになっている。ここでも議案審議の後に市政に関する一般質問が行われる。一二月定例会は一二月下旬から一二月下旬まで一カ月程度続くことが多い。

定例会が開かれない五月、七月、八月、一〇月には、必要により臨時会や委員会が開かれるほか、各委員会が関連する所管事項を調査するため各地の状況を視察することもある。

定例会のサイクル

次に標準的な定例会の会議の流れを見ておこう。

定例会の開会の召集が告示された日に、市が主催して議案の説明会が開かれる。そして議会召集の二〜三日前に議員三人以上の会派から選ばれた委員で構成されている議会運営委員会で、議会の会期が決められる。本会議のある日にはその日の議事日程等議会運営の協議を行う。

会期中の標準的な議事の日程は、まず本会議第一日に議案の説明がなされる。その後議案を調査するために一日休会となり、第二日に議案に関する質疑が行われる。その後、即決する議案を除いて、その他の議案は常任委員会に付託されて審査が行われる。常任委員会は原則として一日に一委員会を開催するのが慣例で、建設、民生、文教、総務の常任委員会があるので、最低四日間は委員会での審査が続くことになる。審査が終わり議案が議決されると本会議第三日が開会され、各常任委員会報告が行われ、本会議で討論ののちに議案が議決される。追加の議案がある時にはこの時に上程されることもある。

市政に関する一般質問は、本会議第三日に当初提案の議案の議決が行われたのちに始められ、第四日、第五日、第六日と一般質問が継続されて、本会議最終日に追加議案や議員提出の意見書・決議案等の議決が行われるのである。一般質問とは、議案に直接関係のない市・行政全般に関して質問することである。藤沢市の議会では、一般質問は提案された議案を議決したのちに行っている。

二月定例会では当該年度議案の議決ののち、新年度予算関連議案に対する代表質問に続いて予算等特別委員会がこれに加わり、一二月定例会では当該年度議案に先立って決算の審議が行われる。

以上が、標準的な定例会の流れであるが、問題が紛糾したりすれば、会期を延長して審議を続ける場合もある。会期の延長は、議長が議会運営委員会で協議したのちに議長が発議して行う。

臨時会は、特定の議案に関して開かれるので一日の会期という場合が多いが、議案によっては会期が数日に及ぶこともある。

三 市長と市議会

市長と市議会

市議会の活動を見る第二のポイントは、市長と市議会議員の関係である。両者はともに市民を代表する者として選ばれているが、その役割は異なっている。市議会は、市長が提案する条例の制定や市予算の決定など市政を進めるうえで重要な事項を議決し、これに基づいて市長が執行していくのである。

議会で議決や承認の対象となる案件にはいろいろな種類のものがある。条例の制定や改廃、予算（当初予算・

第2節 市議会の仕組みと活動

表序—11 市議会の主な議決事項

- ① 条例を設けまたは改廃すること。
- ② 予算を定めること。
- ③ 決算を認めること。
- ④ 市税の賦課徴収または使用料、手数料等の徴収に関すること。
- ⑤ 条例で定める、契約の締結や財産の取得または処分をすること。
- ⑥ 助役、収入役、教育委員、監査委員などの選任に同意すること。
- ⑦ その他、法律や政令、条例により市議会の権限に属すること。

補正予算)、決算の認定などの議案は市長が提案し議会で議決する。専決処分の承認や財産の取得、工事請負契約の締結、市道の認定なども市長が提案し、議会が承認したり認定したりする。助役、収入役、教育委員、監査委員の選任についての承認など法律で定められた人事案件については、議会の同意が必要であるが、これらの人事関係案件は議会の最終日に提案される。

議員が提案する案件もある。議会の構成や運営に関する事項や、議会が政府等他の関係機関に対して提出する意見書や決議がそれであり、三人以上の議員が連署して提出することができるが、通常は議会運営委員会で各派に呼び掛けて各派共同提案として提出することが多い。議員提案の案件は、人事案件と同様に、やはり議会の最終日に提案される。

住民から出された請願は本会議で紹介議員の説明のちに、全会派の賛同がある場合は即決し、それ以外は所管の常任委員会に付託され、委員会報告のちに本会議で採決される。請願は採択されたり不採択になったり、場合によっては継続審査になったり、取り下げられる場合もある。住民からの陳情は、直接に所管の常任委員会に付託され採決が行われる。趣旨了承、趣旨不承あるいは結論保留という陳情の審査結果は、次の定例会の議長報告で行われる。請願や陳情に関して必要な場合は現地視察が行われているが、建設関係についてはおおむね現地視察が行われている。

議会に提出される議案の件数を見ると、市長提出の議案が圧倒的に多く年間一〇〇件を超えることが多い。そしてその案件のほとんどは原案のとおり可決されている。しかし、場合によっては原案を修正して可決されたり、議案の撤回や原案が否決された場合もある。議員が提出した案件の数は少なく、多い年で年間二〇数件である。これについても撤回されたり否決されたりする場合もある。請願・陳情の数は年ごとに変化しているが、平均して陳情の方が数が多い。六〇年度を例にとれば、市長提出議案が一〇〇件、議員提出議案が一五件、請願が七件、陳情が七三件であった。

市長提出の議案が原案可決で成立する度合いが高いことは、その議案に対して議会の側に異議が全然ないという事ではない。議会内部では市長の提案に対して反対をする会派があるのがむしろ通例であり、それが多数決で議決されているのである。したがって、議会内部で議案がどのように処理されているかを見るためには、議会内部の会派と市長との関係を見しておく必要がある。

市議会の会派

議会での議決に必要な数は議案によって異なるが、特例を除いては出席議員の過半数である。したがって、議案の大部分を提出する市長の側は、議案を成立させるためには、議会の諸会派の支持を得て議決に必要な過半数を確保する必要がある。会派が市長の提案を支持するか否かは議案ごとに異なるともいえるが、議員の任期を通じて一般的に市長に対して支持を与える与党会派と、そうでない野党会派に分かれるのが通例である。特に昭和四十年代後半以後は過半数の議席を占める会派がないように、会派の数が多いため野党関係は複雑になっている。

第2節 市議会の仕組みと活動

表序—12 現在の市議会展派一覧

(大会派順・会派結成届出順)
(昭和63年8月現在)

会 派 名	人数
自由同志会議員団	16
日会社会党藤沢市会議員団	8
藤沢市議会公明党議員団	6
市政市民会議	4
日本共産党藤沢市議会議員団	4
民社クラブ議員団	4
藤沢市民党議員団	2

さらに、藤沢市では市議會議員選挙と市長選挙とが一年異なるサイクルで行われているため、市議會議員選挙の結果によって構成された会派が、翌年の市長選挙との関連で再編成され与野党関係に変動を与えることがある。四六年の市議会展派（第九期）で選出された議員による会派と市長との関係は、四七年の市長選挙で市長が交替したために与野党関係が逆転した。また、五八年選挙（第二期）後の保守系会派の再編成は、翌年の市長選挙の関係と大きくかわっていたのである。

市長との関係で会派は与党と野党に大きく分かれることになるが、議会運営にあたって議会内部ではさまざまな問題をめぐって会派間での意見調整が必要となり、そのために、いろいろな形で会議が持たれている。議会運営の基本を決めるのは、三人以上の議員を有する会派から委員が出ている議会運営委員会である。議会運営委員会は、議長の諮問機関として位置づけられており、議会の会期や本会議の日程等議会運営について協議し決定することになっているが、実際の議会運営に際しては、会派の間でのさまざまな問題をめぐって紛糾が起こり、予定通りに進まないこともある。

議会での議事運営を円滑にするために、議会運営委員会のほかにもいろいろな会合が持たれることがある。議長・副議長、常任委員会・特別委員会の委員の選任など議会内部の役割について協議するために行われるのが各派交渉会である。役員の改選は六月定例会の期間中に行われるのが通例であるが、会派の関係が複雑になると、各派交渉会での協議が難航する場合が多い。一方、市長から提案される人事関係の案件については各派代表者会議で協議をすることになっている。各派代表者会

議はそのほかにも実質的な会派間の調整を行うために開かれることがある。

このように、いろいろな形で会派間の関係を調整するための会議があるが、これらの会議の前後に、各会派は会議を開いて会派としての意思を決定しているのである。

このほかに、議員が全員出席する議員全員協議会が開かれることがある。議員の改選後には、最初にまず議員全員協議会を開いて議員の自己紹介を行ったり、会派の結成、議員の控え室や議席について協議をするのが慣例である。このほかにも市の当局者が、後日提出する議案等で特に新規かつ重大な案件について、あらかじめ説明を行うために議員全員協議会が開かれる場合がある。

議長・副議長も会派に所属してはいるが、会派の立場を超えて議会の意思を求める必要があるからそれぞれ立場で各会派の間の意見調整を行う。第一二期の五九年以後、自由同志会・公明党・民社クラブのいわゆる野党三派連合から議長・副議長が選ばれているので、議長・副議長はその役職上の立場と会派の一員としての立場の板挟みになることもあるという。

議会議務局

議会はその制度や慣行、そして会派の勢力を背景に動いている。この動きを裏から支えているのが議会議務局である。議会議務局の活動は、議会の閉会中は議長・副議長や議会運営委員会を補佐して議事日程をつくったり、円滑な議事運営が図られるように調整したり、議会の記録を作成したりすることが主要な仕事である。

議会議務局は、市内の各家庭に配布される『藤沢市議会報』（ふじさわ市議会だより）の編集も補佐している。『ふじさわ市議会だより』は昭和三八年に創刊されたが、議員による議会報編集委員会が基本的な掲載内容

や紙面の構成、発行部数、編集日程等を決定し、それに基づいて議会事務局が編集を担当し、定例会終了約一ヵ月後に議会の模様を市民に知らせているのである。また、市内の視覚障害者を対象として四九年から『点字市議会だより』を配布し、六〇年からはカセットテープによる『声の市議会だより』を発行している。

このほかにも議会事務局は、議会での審議の参考にするために、市政と地方自治に関連したさまざまな資料を三八年から各定例会に合わせて『議会資料』としてまとめて発行している。『議会資料』は各定例会での議案審議や一般質問・代表質問の参考となる資料や、今後藤沢市政の課題となりそうな事項を取り上げて編集されている。また『市政の概要』を四九年から毎年発行し、『議会資料』とともに、各議員と市役所の幹部などのほか、市内の図書館などにも配布している。

四 市民と市議会

議員の活動

議員は議会内外でどのような活動をしているのであろうか。個々の議員の活動は、所属する会派とその性格、議員としての経験年数、出身の母体などによって異なるので一般化することは難しい。

議会開会中の議員に共通して課せられている職務は、本会議や常任委員会に出席して一般質問や代表質問を行ったり、また議案等の審議を行い、それらを議決することであることはいりまでもないが、その他に、請願の紹介者となることも議員の役割である。議会や委員会での議員の発言の概要や出席状況は『ふじさわ市議会だより』に掲載されるので、市民は自分の選んだ議員の活動の概要を知ることができる。



本会議を傍聴する市民

議員の活動の幅は、経験年数を重ねるにつれて広がっていく。ある引退した議員の表現を借りれば、「当選一回生は幼稚園、二回生で小学生、三回生で中学生、四回生で高校生、五回生で大学生」ということになる。この言葉通りではないにせよ、新人議員が議会活動の大体の流れを知り、市民の要請を市政の運営に活かしていくことができするには、少なくとも一年サイクルの経験を必要とするようである。

議員の活動は所属する会派の影響を受ける。会派の活動はそれぞれ異なっており、一般化することは困難である。通常、会派の各構成議員の経験年数に差があるので、先輩議員が新人議員に議員活動についてアドバイスをすることも多いという。議会開会中は大体どの会派も会議を開いて、会派としての意見調整を図っているようである。さらに二月定例会会での予算案に対する代表質問は、どの会派も会派としての基本的な考え方の了解を得たうえで質問者が質問を用意するようである。個々の議員にかかる責任の比重がより重いようである。各会派は市民との関係で、年に一、二回程度『議会報告』を出して、市民にその活動を知らせている。

議会が開かれていないときにも議員は活動している。市民から個別に持ちかけられる市政に対する陳情や相談を受けるからである。市民からの相談は議会の開会中と閉会中にかかわらず、また昼夜を分かたず持ちかけられる。市政に関する問題であれば、議員は市役所の関連部署に照会をしたりあっせんをしたりするので多忙であ

る。議員によっては、個別に議会報告を行ったり街頭演説を行う者もある。選挙が近づいてくれば、このような活動は一層活発になってゆく。

議会が開かれていないときは、委員会の視察に出かけたり、議員が独自の調査や研究を行うため、支持団体や所属政党の勉強会に参加して、市政とそれを取り巻く諸問題についての研究を深める機会となっている。

このように議員の活動は多忙なものである。これに対する議員の報酬は、特別職職員報酬等審議会の意見を聞いたのちに条例によって定められることになっている。審議会は、議員の職務が専業化、常勤化していることと市の部長職との均衡を考慮して、決定している。議員の報酬額は、当選回数にかかわらず一律であり、昭和四五年には九万九〇〇〇円であったが、平成二年四月一日現在で四九万八〇〇〇円となっている。

議長・副議長

議長・副議長の議会開会中の活動についてはすでに述べたが、議会が閉会中でも「藤沢市議会の顔」として、さまざまな市の行事に参加する機会が多い。さらに、湘南五市、神奈川県、関東、全国の市議会議長会の会合もある。藤沢市議会議長がこれらの議長会の会長や副会長を務めたこともあった。このほかに全国の自治体病院を持つ市の議長会が設立された四八年一月からは副会長、六三年七月からは会長を務めており、全国会議の開催に尽力している。議会事務局はこれらの活動をも補佐している。

こうして議長・副議長はほぼ毎日常勤で議会関係の活動を行っているのである。議長と副議長の報酬は一般の議員の報酬よりは高くなっており、六三年特別職職員報酬等審議会は、議員、副議長、議長の比率を一〇〇対一一対一二七として答申した。四五年でそれぞれ一二万五〇〇〇円、一万三〇〇〇円、平成二年四月一日現在

で六〇万八〇〇〇円、五三万八〇〇〇円である。

市民と議会

市政の主人公は市民であるという考え方で現在の地方制度が作られていることは最初に述べた。しかし、日常的に市政を担うのは、市民が選挙で選んだ市長と市議会議員である。市長や市議会議員の活動が市民の意思から離れないように、原則的に議会の活動は本会議・委員会ともに市民に公開されている。

本会議の傍聴者の数は、年間約二〇〇人程度であり、藤沢市の人口からすると、多い数字とはいえない。また、市内の小中学生が議場を見学したり、市民の団体が傍聴したりすることもある。昭和五二年二月の臨時会で、本会議の傍聴席が満席となったために委員会室で傍聴してもらおうということが一度あったが、一般的には傍聴席が満席になることはなく、何時でも傍聴できるといってよい。

四年ごとの選挙の間にも、市民の意見が市政に反映されるように市民の側から請願や陳情が寄せられる。請願や陳情で取り上げられる問題には、特定地域の具体的な問題に関するもの、農業や中小企業など産業の業種と関連するもの、国や県の政策に関するものなどさまざまなものがある。これらの請願や陳情を出した市民が、その取り扱いを確認するために委員会を傍聴することも少なくない。

第三節 藤沢市議会の特徴

一 昭和四〇年代以後の藤沢市議会

この『議会史』が対象とする昭和四〇年代以後の市議会は、それ以前の藤沢市議会の歴史と比較してどのような特徴を指摘することができるであろうか。

市議会議員選挙

最初に、市議会議員選挙を中心にして、それ以前とそれ以後の市議会議員選挙とが異なる点を検討してみよう。市議会議員選挙の様相は、四〇年代を境にしていくつかの大きな変化が現れ始めている。

第一に、市の人口増加とともに四〇年代に市議会議員の定数が増加したことである。地方自治法は人口の規模に応じて議会の議員定数を定めているが、藤沢市の場合、二二年から三八年の選挙までは、人口が一五万人未満だったので議員定数が三六人、第八期の四三年選挙では人口二〇万人未満のため四〇人となり、四六年選挙から人口三〇万人未満に該当の四四人に増加した。その後、人口が三〇万人を超えたため地方自治法上の定数は四八人となったが、定数を減少する条例によって以前からの定数四四人を維持することと現在に至っている。

第二に、人口増加とともに有権者数が増加していることを指摘できる。二二年の選挙で四万二〇〇〇人余であった有権者は、四二年の選挙では一二万五〇〇〇人近くになっており、六二年の選挙では二三万人余となってい

表序—13 市議会議員選挙の推移

回数	執行日 (昭和)	当日有権者数	投票率	立候補者数	定数	当選者						
						得票数		性別		現・元・新別		
						最高	最低	男	女	現	元	新
	15.11.25	人 5,279	% 80.3	人 49	人 30	195	88	人 30	人 0	人 6	人 0	人 30
	22. 4.30	42,749	72.40	81	36	711	395	36	0	6	0	30
補欠	23. 7.19	40,654	27.88	3	16,660	—	—	1	0	0	0	1
	26. 4.23	46,945	86.78	66	361,290	590	—	34	2	13	1	22
	30. 4.30	61,678	76.73	65	361,521	681	—	34	2	20	3	13
	34. 4.30	70,200	78.29	61	361,488	822.948	—	34	2	20	1	15
	38. 4.30	90,000	71.16	54	361,957.266	1,057	—	36	0	20	6	10
	42. 4.28	124,497	65.68	60	402,545.634	1,306	—	39	1	23	3	14
補欠	43. 2.18	123,718	51.46	5	121,083	—	—	0	1	0	0	1
	46. 4.25	156,305	66.72	52	443,154.244	1,324	—	40	4	30	0	14
	50. 4.27	177,221	66.46	64	443,550	1,624	—	38	6	26	0	18
	54. 4.22	190,472	65.68	54	444,328	1,934	—	39	5	32	2	10
	58. 4.24	210,547	64.18	52	444,777	2,074.077	—	39	5	32	3	9
11	62. 4.26	230,743	57.07	48	444,769.12	2,940.33	—	36	8	36	1	7

※『藤沢市議会史』資料編昭和45年・平成元年発行により作成

る。有権者の増加は、議員の当選に必要な最低得票数を押し上げる結果となっている。二二年の選挙で最高点の当選者の得票数は七一一票、当選者の最低得票数は三九五票であった。三八年には一〇〇〇票を超える得票をした候補者が落選しており、五八年の選挙では二〇〇〇票を超える得票をした候補者も落選している。このように見れば、最近の選挙は候補者にとって多くの得票を必要とする難しい選挙になってきていることが分かる。

第三に、有権者の増加とともに注目すべき点は投票率の変遷である。市議会議員選挙は、三〇年代までは市内で行われる国政および地方選挙で最も高い投票率を示す選挙であった。しかし、市民の構成の変化が始まる四〇年代に入ると必ずしもそうではなくなってきたのである。三八年選挙までは七〇パーセントを超えていた市議会選挙の投票率が、四二年選挙以後は六〇

パーセント台に落ち、四六年選挙の以後の投票率は漸減し、六二年選挙では六〇パーセントを割り込んだのである。他方で、国政レベルの衆議院議員の総選挙の投票率は、四二年にはじめて市議会議員選挙の投票率を上回ったが、五〇年代に入ると市議会議員選挙を上回るケースが増えてきているのである。

第四に、立候補者数と定数との関係を見ると、定数が三六人の二二年選挙から三八年選挙までは立候補者が漸減傾向にあり、定数増があった四二年の選挙で立候補者は少し増えたが、競争率は前回と同様の一・五倍であった。四六年の選挙でも定数増加があったが候補者増には結びつかず、立候補者増があったのは次回の五〇年の選挙で競争率一・四五倍であった。以後の選挙ではふたたび候補者数は漸減し、六二年の選挙では一・〇九倍となった。競争率は下がってきているが、当選に必要な得票ラインが上がってきていることをあわせて考えれば、厳しい選挙戦になってきているといえる。

最後に議員の新旧交代の面である。選挙のたびに毎回新人が議員として登場するが、新人の当選者数が現職の当選者数を上回ったことは、二二年と二六年の最初の二回の選挙だけである。これを除いては現職議員が新人議員を上回る当選者を出している。三〇年代以後の選挙で新人の構成比が四〇パーセントを超えたのは、三四年の選挙と五〇年の選挙であり、特に五〇年の第一〇期以後は新人の当選者は減少しており、新人議員の登場は困難になってきているのである。

議員構成の変化

昭和二二年四月の戦後最初の市議会議員選挙から数えて、六二年四月の市議会議員選挙は一一回目の選挙になる。当然ながら、この四〇年間に議員の構成はいろいろな意味で変化してきた。議員構成の変化をいくつかの角

表序一14 市議會議員数地区別の推移

- 議員の任期別
- 第2期 (昭和15年11月25日～22年4月30日)
 - 第3期 (昭和22年4月30日～26年4月29日)
 - 第4期 (昭和26年4月30日～30年4月30日)
 - 第5期 (昭和30年4月30日～34年4月30日)
 - 第6期 (昭和34年5月1日～38年4月30日)
 - 第7期 (昭和38年5月1日～42年4月30日)

その1

地区別	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
瀬沼	—	5	3	4	4	3
沼堂	10	10	11	9	9	9
辻村	7	4	4	5	5	6
岡沢	2	2	2	1	2	2
明彦	11	11	9	7	6	6
善大	1	1	2	2	4	1
六南	—	—	—	—	—	—
湘台	—	—	1	1	—	—
南台	—	—	4	3	—	—
藤台	—	—	—	—	1	—
後藤	—	—	—	—	—	—
長所	—	—	—	—	1	1
御見	—	—	—	—	2	2
計	37	37	36	36	36	36

※旧町は当選時、地区区分は現行に統一した。

*昭和15年、村岡(2名)六会(5名)は合併増員。第3期に1名補欠を含む。

- 第8期 (昭和42年5月1日～46年4月30日)
- 第9期 (昭和46年5月1日～50年4月30日)
- 第10期 (昭和50年5月1日～54年4月30日)
- 第11期 (昭和54年5月1日～58年4月30日)
- 第12期 (昭和58年5月1日～62年4月30日)
- 第13期 (昭和62年5月1日～平成3年4月30日)

その2

地区別	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
瀬沼	2	1	1	2	2	1
沼堂	9	10	8	10	8	7
辻村	7	3	4	4	5	3
岡沢	2	4	2	3	3	2
明彦	7	9	6	5	4	6
善大	3	3	4	2	3	5
六南	1	2	3	2	2	4
湘台	—	—	—	—	—	—
南台	—	1	4	3	1	1
藤台	—	2	2	2	6	4
後藤	—	3	1	—	3	3
長所	—	4	5	—	1	1
御見	—	2	3	5	4	3
計	40	44	44	44	*45	44

*広谷甲二議員脱党死亡、長田良彦議員(遠藤)繰上げ補充のため

度から見ておこう。

最初に、議員の世代交代である。各回選挙の当選者を当選回数別に見てみると、個別の例外はあるものの、議員の世代交代がほぼ四期ないし五期ごとに起きていることがわかる。最初の世代は二〇年代の選挙で選ばれた議員の世代で、この世代は四二年の第八期の選挙でほぼ交代した。山口倉吉議員が五八年の選挙まで連続一〇期当選を果たしたのは例外中の例外といってもよいであろう。第一世代に代わって登場したのが三四年の第六期の選挙で当選した一五人の新人であったが、この世代も五〇年の第一〇期の選挙で多くの新人議員が誕生してはほぼ交代した。五〇年の選挙以後は、新人の当選者は漸減しており世代交代は緩やかで、現在の議会の中核をなしているのは四〇年代後半から五〇年代初頭に登場した議員であるといつてよい。

第二に、人口の地域的分布の変化を反映して、当選者の地域分布も変化してきている。一般論としては市議会議員は市民全体の代表であり、自分の居住する地域の代表ではないが、住民にとっては居住地域出身の議員が最も身近な代表であることは否めない。二〇年代と現在では市域の変化があるが、居住地域別に議員数を見ていくと徐々にではあるが変化が現れてきている。二二年の最初の市議会議員選挙では、三六人の定員で藤沢地区が一人、鵜沼地区が一〇人、片瀬地区五人、辻堂・六会地区がそれぞれ四人、村岡地区二人、明治地区一人という内訳から分かるように南部中心の構成であった。三六人定員の最後の選挙となった三八年の選挙では、鵜沼が九人、藤沢・片瀬がそれぞれ六人と三人に減少したのに対して、辻堂は六人に増加しており、三〇年に合併で市域に加わった長後・御所見・遠藤地区からは合計五人の議員が選ばれている。定数が四四人になった四六年の第九期選挙以後の議員の地区別構成は第14表の通りで、人口増加の変化を反映して市の北東部・北西部に住居を持つ議員が増えてきているのである。

第三に、女性議員の増加である。藤沢市議会に女性議員が登場したのは二六年の選挙で二人の議員が当選したのが最初であるが、三八年第七期の選挙では女性議員は姿を消した。女性議員の第二世代は、四六年選挙で新人が三人、五〇年選挙でも新人が二人登場し、四三年の補欠選挙以来当選している議員を加えて合計六人となった。さらに五八年選挙で一人、六二年選挙で三人の第三世代の女性新人議員が加わった。特に六二年選挙では新人議員七人のうち三人が女性で、第一三期の現在では八人の女性議員が活動している。

第四に、市議会議員選挙には無所属で立候補するものが多いが、五四年の第一期の選挙以後は当選者中の無所属の割合は五〇パーセント以下となっている。さらに、国レベルの多党化を反映して議員の所属党派も多様化してきている。三八年の第七期以来、自民・社会・公明（この時は公明政治連盟）・民社・共産の各政党が議席を持っており、五四年の第一期の選挙では新自由クラブも市議会に議席を持ったのである。このような当選者の多党化は、当然ながら議会における会派構成と議会の運営に大きな影響を与えることになる。

会派の構成

次に、昭和四二年第八期以後の議会内の会派の変遷の概要について見ておくことにする。議会内では自民党と保守系無所属議員で結成された藤政会（二四人）、社会党・民社党と革新系無所属議員で結成された革新議員団（二〇人）、共産党（二人）、公明党（四人）の四つの会派があった。それから二〇年後の六二年から始まる第一期の会派は、自由同志会（一六人）、藤沢市民党（二人）、市政市民会議（四人）、社会党（八人）、民社クラブ（四人）、共産党（四人）、公明党（六人）の七会派になっている。この間の会派の変遷についていくつかの点を指摘しておくことにする。

第3節 藤沢市議会の特徴

第一に、この間、公明党と共産党の議員団は一貫して独自の会派を結成し勢力を伸ばしている。公明党議員団は第八期・第九期には四人、五〇年からの第一〇期以後は、五八年からの第二期を除いて、六人に勢力を増大させている。五八年選挙でも六人の当選者を出したが、当選議員が死亡したため会派としては五人となったのである。共産党議員団も第八期は二人、第九期には三人と勢力を増やし、第一〇期の五〇年選挙で候補者を六人に増やしたが議席は逆に二人に減らした。しかし、第一期以後は四人の議席を確保している。

第二に、四二年からの第八期に一〇人であった革新議員団は、第九期には社会党議員団（六人）、民社党議員団（四人）、市民革新議員団（三人）の三つの会派に分かれた。社会党議員団は五〇年の第一〇期選挙で八人に増えたが、次の二回の選挙ではそれぞれ六人・七人となり、六二年の第一三期選挙で八人に勢力を回復した。民社党議員団は五〇年選挙の後に民社クラブとなり、五四年からの第一期が三人であったのを除いて、四人の勢力を維持している。市民革新議員団は第一期に市政市民会議となり、やはり四人の勢力を維持している。

第三に、最大の勢力である保守系会派は、この二〇年間に何度か会派の離合集散を行っており、第一二期の五八年に自由同志会としてほぼ一本化されたが、全体としては漸減傾向にある。まず、第八期の四二年九月に藤政会が藤政会（一四人）と市政会（一〇人）に分かれた。第九期には、保守系議員は新政議員団として二四人が結束したが、四七年の市長選挙で市長が交代したのち、四八年三月に新政議員団（九人）と刷新議員団（一五人）とに分かれた。第一〇期当初の会派は、保守系議員が市政刷新議員団として二〇人がまとまっていたが、五三年六月になると、三人が新清同志会を結成した。

新自由クラブが登場した五四年の第一期選挙から第二二期の五八年一月までは、保守系会派が最も細分化した時期である。すなわち、五四年に民主自由クラブ（一四人）、昭和新政会（三人）、新清同志会（三人）、新自

由クラブ（一人）の四会派ができた。その後、五六年九月に新清同志会と新自由クラブとが合併して新自由クラブ同志会に再編された。五八年選挙直後には、自由民主議員団（一三人）、新政クラブ（四人）、自由民主クラブ（一人）、新自由クラブ（一人）の五会派ができたが、同年十一月、翌年の市長選挙に備えて保守系会派の大会併が行われ、自由同志会（一九人）、緑風会（一人）になった。その後、六〇年八月に自由同志会の一人が新政会（一人）を結成した。六二年の第一三期では、自由同志会（一六人）と、前期の緑風会を引き継いだ藤沢市民党（二人）となっている。

第四に、会派の構成と議員の世代交代との関連について見ておこう。まず、現在の最大会派である自由同志会は、四二年の第八期に九人、第九期と第一〇期にそれぞれ八人の新人を迎えた。ちなみに、第九期途中の四八年に新政議員団（九人）と刷新議員団（一五人）に分かれた時は、新政議員団は全員が二回以上の当選者であったのに対して、刷新議員団は全員が二回以下の当選者であるという世代の違いを見せていた。しかし、最近二回の選挙で新人の補充は三人と一人にとどまり、六二年からの第一三期一六人の議員のうち、三、四回当選議員が一人になつてゐる。藤沢市民党も同様で新人議員はいない。四二年当時に比べて勢力を倍増してきた民社クラブ議員団もここ二回の選挙で新人が補充できず、共産党議員団も四期当選者が半数を占めてゐる。これに対して、第一〇期五〇年選挙で五人の新人議員を当選させた社会党議員団は、この二回の選挙でも三人・二人の新人を得て勢力を維持しており、公明党議員団も六二年選挙で三人の新人を登場させ、世代交代が着実になされてゐる。市政市民会議は二期以下の議員と五期以上の古参議員とで構成されている。また、婦人議員と所属会派の関係をみると、この二〇年間では、市政刷新（民主自由クラブ）、社会党、市政市民会議、共産党の四会派に限られてゐる。

第3節 藤沢市議会の特徴

与党と野党

次に、多党化した会派と市長との関係を見ておこう。大きな節目になるのは、第九期中の昭和四七年市長選挙における金子市政から葉山市政への転換と、第一二期中の五九年の市長選挙である。

四二年からの第八期は四会派でスタートしたが、過半数の二四議席を持つ保守系の藤政会が金子市政の与党であった。その後保守系会派は藤政会と市政会に分裂して五会派となったが、市長との関係は変わらなかった。四六年からの第九期では定数が四四人に増えたが、保守系の新政議員団が過半数以上の二四議席を持っており、議席数を増やした革新議員団が三会派に分かれて全体で六会派でスタートした。しかし、四七年の市長選挙で革新系無所属の葉山市長が誕生し、多数を持つ保守系会派が野党に転ずることとなった。その後、四八年三月に新政議員団が、新政議員団と刷新議員団とに分裂をしたため第九期の後半二年は七会派となった。

五〇年からの第一〇期も六会派でスタートしたが、保守系会派は二〇人に減少し、残り五会派二四人が市長の与党となった。与党会派はいずれも二人以上だったので、どの会派も多数形成のキャスティング・ボードを握り得る状況にあった。この期も最後の一年に保守系会派が分裂して七会派となった。五四年からの第一一期は九会派でスタートし、与党は六派（社会・公明・市政市民会議・共産・民社クラブ・新清同志会）が二六人で多数を占め、保守系三派（民主自由クラブ・昭和新政会・新自由クラブ）が一八人で少数野党となった。五五年の市長選挙で葉山市長が無投票で三選されたのち、六人の議席を持つ公明党が与党を離脱して与野党関係が逆転し、新自由クラブと新清同志会が合同して八会派となった。

五八年からの第一二期は前例のない一〇会派でスタートした。保守系四会派一九人、公明党五人が野党で、多

数を占めていたが、同年一月に市長選挙を前にして保守系会派が合同して自由同志会を結成し、会派数は七となった。五九年の市長選挙では、公明党に加えて民社クラブ（四人）も野党色を明らかにし、以後、議員数では多数を占めるこれら三会派が、野党三派として議会で行動をとるようになったのである。六二年からの第一三期は七会派でスタートしたが、自由同志会・公明党・民社クラブの野党三派連合が二六人と多数を占めており、与党四会派の勢力を上回っているのである。

議会の役員

会派数の増加と与野党関係の逆転という複雑な状況とが関連し合って、この時期の議会の運営に影響を与えることになった。これを具体的に、議長、副議長、議会選出の監査委員（任期二年）の三役の役割配分と会派の關係について見ておくこととしよう。

昭和四二年選挙後の第八期には、最大会派で与党である藤政会から議長と監査委員が選ばれ、副議長は第二勢力で野党の革新議員団から選ばれた。その後、同年九月の議長選挙を契機にして藤政会が藤政会と市政会に分裂し、数のうえでは少数であるが古参議員が多い市政会が議長と監査委員を占め、副議長を革新議員団が占めるという形でこの期は終わった。

四六年からの第九期の前半は、過半数を占めた保守系の新政議員団が三役を独占した。旧革新議員団は議席を増やしていたが三つの会派に分かれた時である。四七年に葉山市長が登場したのちにもこの体制は維持された。四八年三月に新政議員団が新政議員団と刷新議員団に分裂し、同年六月の役員改選で副議長は社会党、監査委員は民社党が占めることとなり、この期の終わりまで続いた。

葉山市長の下での最初の選挙となった五〇年選挙の後の第一〇期には、最大会派である市政刷新議員団が過半数を割り与党五派が多数を占めたため、これまでとは異なる動きが現れた。すなわち議長は四人の会派である民社クラブから選ばれ、市政刷新議員団から副議長、監査委員は第三会派である公明党から選出されたのである。さらに、五二年の役員改選で社会党から副議長が選ばれて与党が正副議長を独占し、野党の市政刷新議員団からは監査委員が選出された。しかし、五三年六月の役員改選では市政刷新議員団から分かれた三人の会派である新清同志会から副議長が選出され、この時から二人に増員された監査委員を社会党と公明党が占めることとなった。なお、五四年統一地方選挙を前にして議長・副議長がともに県会議員選挙に出馬するため辞任することとなり、任期満了までの議長・副議長として市民革新議員団と市政刷新議員団から選ばれるという最後まで波乱の多い期であった。

五四年からの第一一期は、当初から九会派という多数会派でのスタートであったが、議長が公明党、副議長と監査委員が最大会派である民主自由クラブ、もう一人の監査委員が社会党から選ばれた。その後メンバーの交代はあったが、会派との関係ではこの期はこの体制が維持された。

五八年からの第二二期は、一〇会派でスタートし、最大会派である自由民主議員団が議長と監査委員を占め、同じく野党である公明党が副議長となり、与党の社会党は監査委員を占めた。保守系会派が自由同志会を結成し、公明・民社の野党三連連合ができた五九年の役員改選でもこの体制が続けられた。六〇年からは議長が民社クラブ、副議長が自由同志会、監査委員が社会党と公明党という野党優位の体制が六一年も続いた。

六二年からの第一三期も、最大会派である自由同志会が議長と監査委員を占め、公明党が副議長、もう一人の監査委員を社会党が占めるということになり、平成元年には、副議長が公明党から民社クラブに代わるという第

一二期と同じパターンが続けられた。

会派の問題となる議会の役員としては、このほかに常任委員会と特別委員会、さらに議会規程等に基づく運営委員会などの正副委員長などの役員がある。これらについて詳しく分析することは省略するが、会派数の増大によって、会派間で役職の配分方式をめぐって紛糾することが少なくなかったことだけを指摘しておく。

会派の間で配分の決まった役職を会派内の誰が分担するかは、それぞれの会派内部の問題である。一般的傾向として指摘できることは、議長・副議長・監査委員のいわゆる三役は、若干の例外があるものの、ほぼ三回当選以上の議員が就任している。これに対して、常任委員会と特別委員会の正副委員長は、一回当選の議員でも就任している。

二 比較のなかの藤沢市議会

次に角度を変えて、藤沢市議会のいくつかの側面を他の諸都市の市議会と比較しながら見ておこう。

神奈川県下の市議会との比較

議会議務局が昭和六二年一月から六三年一〇月までに行った県下一九市の市議会の運営状況の調査を基礎にして、藤沢市議会の特徴を見ておくことにする。

最初に、議員定数について。地方自治法で定められた議員定数を条例で削減しているのは川崎市を除いた一八市である。削減議員数の最も多いのが、三浦市で法定数の三分の一にあたる二人を削減している。その他の市では一〇議席削減が五市、八議席削減が六市、六議席削減と四議席削減がそれぞれ三市となっている。各市の議

第3節 藤沢市議会の特徴

表序-15 神奈川県内の各市議会議

員定数 (昭和62年11月現在)

市名	法定数	現行定数	減員数
横浜市	100	94	6
横須賀市	64	64	0
平塚市	52	48	4
鎌倉市	44	36	8
藤原市	40	30	10
小田原市	48	44	4
茅ヶ崎市	40	32	8
逗子市	40	30	10
相模原市	36	26	10
三浦市	52	46	6
秦野市	36	24	12
厚木市	36	30	6
大和市	40	30	10
伊勢原市	40	32	8
海老名市	36	28	8
座間市	36	28	8
南足柄市	30	26	4
綾瀬市	36	26	10

※議会資料96号により作成

員の定数削減状況について概括的な要素を指摘することは困難である。議員定数について考える場合には、いろいろな考慮が必要であらう。会議運営のために適切な規模とか、議員一人あたりの人口数をどの程度に考えるべきかという問題もあり、地方自治法で定める定数は一つの基準にすぎないというべきであらう。

第二に、定例会の運営方法について。各市とも年に四回の定例会を開き、予算の議決は二月定例会、決算の認定は一二月定例会で行うことはほぼ共通している。しかし、この具体的運用は市によって異なっている。ここでは予算と決算の審議の仕方について見ておこう。予算について、新年度当初予算を藤沢市のように予算等特別委員会を設置して付託しているのが一市、常任委員会に付託しているのが八市である。また決算について、藤沢市のように決算特別委員会を設置して付託しているのが一五市、常任委員会に付託しているのが四市である。予算と決算で取り扱いが異なり、予算を常任委員会に付託し決算を特別委員会に付託しているのが横須賀、平塚、

逗子の三市である。さらに、予算・決算の特別委員会を設置する場合にも、以前の藤沢市と同様に、議員全員が委員となっている市がある。また、議会の閉会中に決算委員会が審査をしている市が五市ある。

第三に、一般質問と代表質問について。ほとんどの市が、藤沢市のように一般質問と代表質問を区別している

が、五市がこれらを区別しないで一括した取り扱いを行っている。議員の質問の人数制限についても、代表質問については制限するが、一般質問は制限しないというのが一般的な傾向である。また、質問の発言時間・発言回数制限している市が多い。これらの質問の最大日数は一日から四日であるが、日程の取り方で議案の議決と一般質問の順序について、藤沢市のように議案の議決が終わったのちに一般質問を行うのが、横浜、川崎、小田原、相模原の五市で、残りの一四市は質問を行ったのちに議案の議決を行っている。

第四に、委員会の数について。常任委員会の数も地方自治法で人口ごとに上限が定めてあり、横浜市が八、川崎市・相模原市が五で、藤沢市など一市が四、逗子市など五市が三である。これに対して、ほぼ常設的な特別委員会の数はさまざまである。横浜市の六特別委員会が最高で、藤沢市のように四特別委員会が三市、三特別委員会が一市、二特別委員会が六市、一特別委員会が三市、常設的な特別委員会がない市が五市ある。常任委員会と常設的な特別委員会を合わせると、最大が横浜市の一四委員会、最小が南足柄市で三委員会、藤沢市の八委員会は相模原市について県下で三位の数である。

委員会数との関連で委員会室がいくつあるかは、委員会の開催方法に関係する。委員会の数と委員会室の数とは必ずしも対応していない。委員会室については、川崎市（六委員会）の五室が最高で、四室が四市、三室が一市、二室が七市、一室が五市である。藤沢市には常設的な八委員会があるが、委員会室は一室である。複数の委員会室がある市では、同時に複数の委員会を開催することができるが、藤沢市のように委員会室が一室しかない市ではそれが不可能となっている。

第五に、市民からの請願と陳情の取り扱い方法について。請願の審査については、すべての市で所管の常任委員会に付託しているが、藤沢市のように全会派が賛同した場合に、委員会付託を省略する市が六市ある。請願の

受理期限や、議事日程のどの時点で委員会付託を行うかについては各市でまちまちである。陳情の審査については、請願と同様に常任委員会に付託しているのが一六市、横須賀市、平塚市、小田原市の三市では請願と異なる取り扱いをしている。

最後に、委員会の市民への公開・非公開の状況について。完全公開としているのが三浦市、非公開としているのが厚木市で、残りの一七市は委員会または委員長が許可をして公開するという制限公開となっている。これは原則論であり、実際の運営では各市まちまちのようである。非公開とされている厚木市でも、請願・陳情の関係者は傍聴できるようにあり、制限公開となっている市でも、ほとんど公開されている場合もあれば、議員以外の傍聴を許可した例はないというような場合もある。

人口三〇万都市との比較

全国市議会議長会では、毎年全国の市議会の活動に関して調査を行っている。ここでは平成元年度の調査結果をもとに、藤沢市と同規模の人口三〇―四〇万人の二〇都市の市議会の様子を見ておくことにする。

最初に、全定例会の会期は六〇―六九日が四五パーセントとなっており、四〇―五九日が三五パーセント、八〇―九九日が二〇パーセントとなっている。五〇年代の一〇年間の藤沢市の定例会の平均日数は九二・一日であり、六〇年代（六二年度まで）に入ってから増えているので、会期日数では藤沢市は多い部類に入るといえる。定例会の会期だけでなく会議が開かれた日数を見ると、調査では二〇―二四日が五〇パーセントで二五―二九日が二〇パーセントである。藤沢市の場合、五〇年代の平均は二六・六日、六〇年代は二七・三日であり、やはり多いほうであるといえる。定例会と臨時会を合わせた年間の全会期日数、全会議日数でも藤沢市は平均

以上である。

第二に、常任委員会と特別委員会の数であるが、常任委員会が藤沢市と同じ四委員会の市が八五パーセントを占めており、残りが五一六委員会である。特別委員会の数については、藤沢市と同様の四委員会の都市が最も多いがそれでも全体の二五パーセントにすぎず、二委員会の都市もあれば一〇委員会の都市もあり、一定の傾向を見出すことはできない。委員会の活動日数は、委員会の数との関連が明らかではないので比較をすることは困難であるが、参考のために常任委員会の活動日数のみを挙げておけば、三〇―三九日が三〇パーセント、二〇―二九日が二五パーセントで半数を超えている。藤沢市では五〇年代平均で二〇・三日、六〇年代で少し増えているが二〇日台であり平均的といえる。

第三に、議会運営委員会について。日本全国六五五の市で議会運営委員会を設置していないのは人口数の少ない五市にすぎず、人口三〇万人以上の市では一〇〇パーセント設置している。委員の人数は一―二人が四〇パーセント、一―二人が四〇パーセントとなっている。藤沢市では、現在は一二人であるが会派数の多かつた五〇年代には一四人のこともあった。議会運営委員会の年間開催日数は、一五―一九日が最も多く一〇日以上から三九日以下までに分かれている。藤沢市では会派数が多いためか五〇年代の平均開催日数は三二・八日、六〇年代でも三四・三日であり、開催日数は多い方といえる。

第四に、議会役員の任期について。申し合わせによって議長の任期を一年、二年、法定の四年などと定めている市が七五パーセントであり、一年が三五パーセント、二年と四年が二〇パーセントである。これとは別に前議長の実際の任期については一年が五〇パーセント、二年が四〇パーセントで、法定の四年というのは五パーセントにすぎない。副議長についても申し合わせと実際はほぼ同様の調査結果が出ている。常任委員長・副委員長の

第3節 藤沢市議会の特徴

任期については一年とするものが五五パーセント、二年が四〇パーセント、法定の四年が五パーセントである。以上はすべて三〇万都市の調査結果であるが、全国の市議会を見ればこれとは異なっている。議長・副議長については人口が少ない市が四年間の法定任期を申し合わせている傾向があり、実際に二〇パーセント近くが四年の任期を務めている。常任委員長・副委員長については市の規模にはあまり関係がなく、四年任期は全体の六パーセント程度であるが、小規模の都市ほど二年任期が多いようである。

第五に、議会での案件処理数について。調査によれば、市長提出による付議案件が平均で一四五・二件（全市平均で一〇〇・六件）であるのに対し、議員提出による付議案件は平均で一九・三件（全市平均で一・四件）であった。一般的には、市の人口規模が大きくなるほど提出案件の件数は増えている傾向がある。藤沢市では五〇年代平均で市長提出案件が一三・五件（六〇年代は一〇九・七件）、議員提出案件は一四・一件（六〇年代は一三・三件）で、いずれも同規模の市より件数は少なくなっているが、全市の平均よりは高くなっている。議員提出案件のなかでは意見書と決議がそれぞれ一二・七件、二・一件（全市平均で七・七件、一・二件）で大部分を占めている。藤沢市では両者を合わせて五〇年代平均で一〇・九件（六〇年代は一二・三件）であった。

第六に、請願・陳情の件数である。調査では請願の年間平均件数は一六・〇件（全市平均で九・七件）、陳情は二七・五件（全市平均で一五・二件）であった。ここでも人口規模が多いほど請願や陳情の件数が多い傾向が見られる。藤沢市では請願は五〇年代平均で一七・五件（六〇年代は一一件）、陳情は五〇年代平均で四四・三件（六〇年代は六八・三件）で陳情の処理件数が多いことが指摘できる。

最後に、市民の議会傍聴者数である。定例会・臨時会を合わせた本会議の傍聴者数は、三〇〇―三九九人が二五パーセントで、それより少ない市が三〇パーセント、多い市が四五パーセントである。藤沢市の五〇年代平均

は二五六人、六〇年代は二四二人で市民の議会傍聴が多いほうではない。常任委員会と特別委員会の市民の傍聴に関しては、傍聴があったとしているのがそれぞれ七五パーセント、四〇パーセントである（六五五市全体についてみれば、それぞれ三三パーセント、一八パーセント）。これについては委員会傍聴を許可しているか否かという制度の運用の問題が関連していて単純に比較をすることは困難である。

ま と め

以下で詳述される『藤沢市議会史』の序章として、五〇年間にわたる藤沢市議会の歴史のなかでの最近の市議会の特徴と、神奈川県内の各市、さらに国内のほぼ同規模人口の市の市議会活動との簡単な比較を行った。

これらを通じて明らかになったことは、同じ藤沢市議会であっても時期によって議会のあり方は変化しているということであり、また、同じ県内の市議会や同じ人口規模の都市の市議会であっても議会のあり方は実に多様であるということである。そして、そのような市議会のあり方を決めているのは、結局はそれぞれの市民の市政へのかかわり方にあるという平凡な結論であるといつてよいであろう。

藤沢市議会の特徴のいくつかを指摘してきたわけであるが、藤沢市議会は今後どのようなようになってゆくのであろうか。それを決定するのも、結局は今後の藤沢市民の選択のあり方によるのであろう。以下の本論の記述が、将来の藤沢市議会のあり方を選択する際の何らかの参考になれば幸いである。